

# 国際研究論集

第13巻第4号

2001年1月

## 論 説

- 日本語母語話者と日本語非母語話者の  
相談場面における会話の分析……………川 口 良 1  
——日本人、ネパール人、台湾人の談話展開の比較——
- Apuntes sobre el habla del Estado de Jalisco y de los Estados  
del noroeste de México……………岸 大 介 19  
——¿Prevalece variación fonética o léxica?——
- 東アジアの経済発展と内生的成長……………野 田 英 雄 33  
——経済時系列分析によるアプローチ——
- パプア・ニューギニアの教育改革と  
日本の援助可能性について……………沼 田 道 正 56
- 「終身雇用制」の社会的分析……………村 上 綱 実 89  
——企業社会における合理的交換と非合理的交換関係——
- シュムペーターの歴史動学における  
文化理論の重要性……………吉 尾 博 和 111  
——ハビトゥス論への先駆的貢献とブルデューを超えて——
- Beyond Brancusi's Golden Bird :  
Dynamic Reticence in Mina Loy's Poetry……………高 田 宣 子 141
- 国家間賠償の定義に関する一考察……………伊 藤 信 哉 152  
——明治・大正期の事例から——

# 国家間賠償の定義に関する一考察

——明治・大正期の事例から——

伊藤 信哉

問題の所在

- 1 従来の定義
- 2 国家間賠償の定義
- 3 国家間賠償の類型

おわりに

〔附表〕明治・大正期の主な国家間賠償事例

## 問題の所在

たとえば、われわれが過失なくして交通事故の被害者となったとき、事故から生じた損害については、加害者から「賠償」を受けられるのが普通である。その場合、賠償金額の算定は、実際に生じた損失を基礎として行われ、それが「加害者と被害者の力関係」によって大きく左右されることはあまりない。

一方、1951（昭和26）年に締結されたサンフランシスコ対日平和条約において、日本だけが一方的に「賠償」を義務づけられた事実を論じるとき、われわれはしばしば、「日本は戦争に負けたのだから、賠償を支払うのもやむを得ない」と考える。このとき、われわれは賠償というものを「戦勝国がその特権的な立場を利用して、戦敗国から強制的に取り立てるもの」と認識し、その実施はもっぱら国家間の力関係によって、政治的に決定されるものと考えている。

しかし、国家間の賠償をそのように理解することは、はたして妥当である

うか。そもそも国際社会において、国家間で取り交される「賠償」とは、いかなる概念であるのか。またそれは、上述の交通事故の例にみられるような「国内社会において、個人間で取り交される賠償」と、どのような共通点と相違点をもっているのか。本稿は、このような問題意識に基づいて、国家間賠償の「定義」について考察することを目的としている。

ただし、具体的な分析に際しては、筆者がこれまで研究してきた<sup>1)</sup> 明治・大正期の諸事例を素材とし、その範囲内において検討をすすめることにする。したがって、この点から上記の目的を読み替えると、それは「明治・大正期の日本における国家間賠償は、どのように定義されるか」という疑問の解明ということになる。

すなわち本稿は、地域や時代を越えた、普遍的な国家間賠償概念の定義を試みるものではない。もちろん、将来において本稿の成果を一般化し、他の時代や他国の事例の分析に応用する可能性まで否定するものではないが、それが本稿の主要な目的ではないことを、あらかじめお断りしておく。

また紙幅の関係から、本稿で取上げる事例のうち、すでに過去の論稿で紹介したものについては、考察を進めるうえで必要な事実のみ言及した。それらの事例の詳細については、註記に掲げる文献を参照されたい。

## 1 従来の定義

筆者はこれまで、明治・大正期の日本が関係した国家間賠償の諸事例を蒐集してきた。しかし、その作業を進めるにあたり、あらかじめ国家間賠償について明確な「定義」を下し、それに合致する事例のみを、蒐集の対象としたわけではない。むしろ反対に、「当時の関係者が、実際に『国家間賠償』と認識していたか否か」という点を基準とし、該当すると思われる事例を、できるだけ広く集めることに努めた。筆者がかかる手法を採ったのは、その方が国家間賠償に関する当時の認識を、よりの確に理解することができると考えたためである。

事実、それらの作業によって集められた事例からは、当時の人々の考える

「国家間賠償」というものが、内容的にきわめて多くの要素を含んでおり、単純な定義によって一括されるようなものではなかったことが明らかにされた。すなわちそれは、戦争の結果として支払われるだけのものではなかったし、国際法上の原則と無関係に実施されたものも少くなかったのである。

しかし、当時の人々が、それらの多種多様な事例をすべて「賠償」という同一の言葉で表現した<sup>2)</sup>のは、もともと彼らの間に、ある程度まで「国家間賠償に関する共通理解」が成立しており、各々の事例が、それに適合すると判断されたためであろう（その意味で国家間賠償とは、すぐれて主観的な概念といえる）。

そこで本稿では、この「当時の人々の間に存在したと推定される『国家間賠償』に関する共通理解」の抽出と一般化を図り、それを「明治・大正期の日本における国家間賠償の定義」として提示することにした。

ところで筆者の知るかぎり、当時から今日に至るまで、明治・大正期の日本における国家間賠償それ自体を、明確に定義した研究は存在しない。もちろん、台湾出兵や日清戦争などの個々の事例を分析し、そこで支払われた賠償金について、交渉の過程や金額決定の経緯などを解明した論著は少ないが、複数の賠償事例を比較した上で、共通する特徴を引出し、定義として一般化した研究は見当たらない。

しかし、問題の枠組をさらに広げ、時代や国家を越えた、国家間賠償そのものの普遍的定義を試みた研究については、重要なものがいくつか存在する。そして、これらの研究において提出された諸見解を詳しく検討してみると、そこには賠償を「戦敗国への懲罰」として理解するパターン（第1パターン）と、「国家責任の解除手段」として理解するパターン（第2パターン）とが見出される。

#### (1) 戦敗国への懲罰としての賠償

第1のパターンについてももう少し説明するならば、それは賠償を「大規模な武力紛争のあとに実施されるもの」「戦勝国が戦敗国に対して、その特権

的な立場を利用して強制するもの」と定義する見方である。

学術研究に属するものではないが、日本経済新聞社経済解説部は、1956（昭和31）年の記事において、「国際的に『賠償とはこういうものだ』といったハッキリ決まった定義というものは、実はないのです」と断りつつも、過去の賠償の歴史から一般的なものを引出したうえで、この概念を次のように定義している。

戦争で勝った国が、負けた国から、戦争で受けた損害の補償をとり立てることをふつう賠償と呼んでいるのです。つまり賠償というのは補償の一種であり、しかも国と国との間で戦争したときの跡始末として起ってくる問題なのです<sup>3)</sup>。

つづいて同部は、賠償の歴史や形式について概観したあと、以下のように述べて、賠償を「戦勝国が戦敗国に対して一方的に課するもの」と特徴づけた。

このように賠償の形というものはいろいろと複雑ですが、すべての賠償をつらぬいている原則というものが一つあります。それは戦争に勝った国が負けた国から一方的に賠償をとるということです。負けた国の戦争損害について勝った国が賠償を払うということは絶対にありません。この意味で賠償は非相互主義（一方が他方になにも与えないで他方からとること）の原則にたつもののだといえましょう。戦争に勝った国が負けた国に賠償を請求しないということもあります。しかしこれは恩恵として賠償をとらないだけで、賠償が「勝者の権利」であるという性格はいまも少しも変わっていません<sup>4)</sup>。

一方、国家間賠償に関する先駆的研究を行った岡野鑑記氏も、賠償を戦争と結びつけるかたちで定義した。彼は1958（昭和33）年に上梓した『日本賠償論』のなかで、賠償を次のように定義している。

賠償とは、戦敗国が戦勝国に対して、損害賠償の目的をもって、一定の貨幣価値を、一定期間内に、一方的、かつ強制的に、移転する（支払う）国家の経済行為である<sup>5)</sup>。

さらに、1956（昭和31）年に『賠償の実証的研究』を著した斎藤栄三郎氏も、岡野氏と同じ立場をとっている。斎藤氏は著書の1章を割き、ナポレオン戦争以降、世界各地で行われた国家間賠償の実例を紹介しているが、そこで取上げたのは、すべて戦争などの、武力紛争に伴う事例であった<sup>6)</sup>。日本に関しても、幕末の下関砲撃事件にはじまり、生麦事件、台湾出兵、壬午事変、甲申事変、日清戦争、北清事変（義和団事件）と、武力紛争に関連するものばかりが紹介されている。同氏は賠償について明確な定義を下していないが、それを武力の行使と不可分の存在と考えていたとみて、ほぼ間違いないであろう。

しかし、すでに筆者が過去の論稿において明らかにしたように、当時の日本において国家間賠償といった場合、それは武力紛争の結果として支払われる金銭だけを意味するものではなかった。賠償は、戦時平時にかかわらず実施されてきたし、武力の行使と無関係な事例も少なかったのである。

もちろん、賠償を「戦敗国に対する懲罰」とする上記の見方が、まったく無意義というわけではない。とくに岡野氏の定義は、当時の日本が経験したさまざまな国家間賠償のうち、日清戦争のような一部の重要な事例についての巧みな説明となっており、その点で大きな価値を有している。しかし、この定義によって当時の国家間賠償のすべてが網羅されると考えるのは適当でなく、とくに平時に行われた賠償については、ほとんど説明がつかないといった問題点が指摘される。

たとえば1895（明治28）年の「スエレス号事件」などは、この「説明のつかない賠償事例」の典型である。この事件は、日清戦争の直後に、厦門沖の公海上で、日本の軍艦がイギリス汽船スエレス（Thales）号を不法に臨検したものである<sup>7)</sup>。イギリス政府の抗議に対して日本政府は、公式にその非違

を認め、書面で陳謝するとともに賠償の支払を約束した。日本側が手交した口上書<sup>8)</sup>にも、はっきりと「賠償」という言葉が見えている。

しかし事件当時、日本とイギリスは交戦状態にあったわけではない。またこの事件をめぐる、イギリスに、武力を行使する意図があったとは思われない。ところが日本側は、これらの事情を知りながらも、自発的に賠償を申し出たのである。したがって、これが「戦敗国に強制された懲罰」でないことは明らかであるが、上記の定義では、この種の「賠償」に対して適切な説明ができない。

## (2) 国家責任の解除手段としての賠償

一方、このスエレス号事件のような事例を体系的に説明するうえで有効なのが、国家間賠償を「国際法上の国家責任を解除するための手段のひとつ」と位置づける、前述の「第2のパターン」である。

ある国が、国際法に定められた義務に反する行為（国際違法行為）を働いた場合、その国には国際法上の「国家責任」が課せられる<sup>9)</sup>。国家責任を課せられた国家は「事後救済の義務」を果すことで、その解除を図らなければならない。賠償（金銭賠償あるいは損害賠償ともいわれる）は、原状回復、外形的行為による救済とならんで、この国家責任を解除するための手段の一つであり、この第2のパターンも、かかる法理に則して実際の賠償を説明しようとする。

当然ながら、このパターンを採るのは国際法学者に多く、国際法の教科書や専門書は、当時から今日まで一貫して、賠償をこのようなかたちで説明してきた。たとえば水垣進氏は、1938（昭和13）年に公刊した『国際法に於ける国家責任論』のなかで「一国は他国に対して違反行為に依り物質的損害を与へたる時には、国際法上該国家は加へたる不正を救正する義務を負ふものであるが、斯かる救正の一種」として、賠償が存在すると指摘した<sup>10)</sup>。また今日、わが国における国際法の標準的教科書の一つとされる山本草二氏の著書にも、「国際違法行為に基づく国家責任が確定すれば、国家は被害国に対

して違法を償いそれから生じた一切の結果を可能な限り除去すべき義務を負う<sup>11)</sup>とあり、その手段の一つとして金銭賠償が挙げられている。さらに1995(平成7)年に国際法学会が編纂した『国際関係法辞典』において、「賠償」の項を執筆した広部和也氏も「賠償の語は、本来、権利侵害に対する回復救済や国際法上の不法・違法行為に関連する損害賠償を示すのであり、賠償責任は戦時・平時を問わず生じるものである<sup>12)</sup>と説明している。

このように、賠償を国際法上の義務違反と関連づけて定義する立場は、われわれが国家間賠償の理論的意義を考える際に、重要な示唆を与えてくれる。この立場からすると、ある国が賠償を支払うのは、戦争に負けたからではなく、何らかの国際違法行為を働いたからである。この「違法行為によって他国に損害を与えたときは、金銭によって補填する義務を負う」という考え方は、法理的にみても穏当なものであり、また、その実施が戦時に限られなかったとしても、なんら不思議ではない。

つまり「国際法上の国家責任の解除手段」として賠償を定義するパターンは、さきの第1のパターンとは異り、平時に実施された国家間賠償に対しても、有効な説明を与えるものである。さきほど言及したスエレス号事件にしても、日本の軍艦が国際法に違反して、イギリスの民間船舶を臨検したことが問題となったため、日本政府はそれに伴う損害を補填する目的で賠償を申し出たのであり、これは国際法上の原則にも合致した措置であった。

しかしながら、この第2のパターンを以てしても、当時のすべての国家間賠償事例が漏れなく説明できるわけではない。そこには、また別の問題が生じる。

まず、第1のパターンで説明できた、武力紛争に伴う賠償の多くが、第2のパターンでは説明がつかなくなる。日清戦争に伴う賠償はその代表例であろう。1895(明治28)年の日清媾和条約第4条は、清国が日本に庫平銀2億両を支払うことを定めていた。この2億両は、その名目が「軍費賠償金」であったことから明らかなように、日本が戦争遂行に要した費用を払戻すためのものである<sup>13)</sup>。すなわちそれは、戦勝国の日本が、戦敗国の清国から強

制的に取り立てたものであって、清国が戦争中に働いた国際違法行為による損害を、補填するためのものではなかった。

この種の賠償は、賠償を「戦敗国への懲罰」として理解する第1のパターンによってのみ、説明が可能である。つまり、この第2のパターンは、第1のパターンに取って代るものではなく、両者は互いに補完しあう関係にあると見るべきである。

また、「国家責任の解除手段」として賠償を理解する第2のパターンが、平時における国家間賠償を比較的うまく説明しようとはいっても、すべての事例がカバーされるわけではない。たとえば1886（明治19）年に、長崎で清国艦隊の乗組員と日本の警察官らが衝突した「長崎事件」、1908（明治41）年にマカオ沖にて、清国の巡洋艦が日本の汽船を拿捕した「第二辰丸事件」、1913（大正2）年に直隸省昌黎で日本兵と中国の警官が衝突した「昌黎事件」、これらの事件はいずれも、日清（中）両国の政治的決断によって解決が図られており、そこで国際違法行為の存否が確認されることはなかった<sup>14)</sup>。賠償金も、双方の政治的判断に基づいて支払われたものであり、違法行為に由来する損失を補填するための措置とはされなかったのである。この種の政治的判断に基づく賠償は、平時に行われたものであっても、国際違法行為を前提とするわけではないため、第2のパターンによっても、うまく説明できない。

すなわち、第1のパターンと第2のパターンは相互補完的な関係にあるが、両者を組合せてもなお、その範疇から洩れる事例が生じるのである。

## 2 国家間賠償の定義

筆者は、1999（平成11）年に発表した論文「大正期における日本の国家間賠償」の末尾において、未解決の課題の一つとして、国家間賠償の定義の問題を挙げた<sup>15)</sup>。その後、前節で紹介したような諸々の先行研究とも比較しつつ、この問題についての検討を重ねてきた。その成果を踏まえたうえで、本節ではまず、筆者の考える「明治・大正期の日本における国家間賠償の定義」

を示し、次いでその詳細について検討することにしたい。

筆者の見るところでは、当時の国家間賠償は以下のように定義される。

(1) 国家間に存する特定の案件の処理を名目として、(2) 当該国家間でなされる金銭給付のうち、(3) 国際違法行為に由来する国家責任を解除するために、または純然たる政治的目的のために、実施されるもの。

(1) 国家間に存する特定の案件の処理を名目とする

当然のことだが、国家間賠償は国家間で行われることを前提とする。すなわち、在外邦人が現地では何らかの損害を蒙ったあと、自らその補填を居留国に働きかけて賠償を獲得したような事例は、国家間賠償には含まれない。

たとえば、1907（明治40）年5月に、サンフランシスコ市内において、邦人の経営する食堂が暴徒に襲われる事件が発生した。このとき被害者らは、カリフォルニア州法に基づいて市当局を相手に訴訟を起し、翌年3月に450ドルの賠償金を受けとっている<sup>16)</sup>。しかしこの事件は、居留国の国内法に基づいて賠償が支払われたものであるから、これを国家間賠償に含めるのは適当でない。

ところで、ここで問題となるのは「直接の被害者は私人であるが、その後の交渉は被害者の母国と在留国政府の間で行われ、賠償金の授受も政府同士でなされた」事例である。たとえば、上記の「サンフランシスコ邦人食堂襲撃事件」の4か月後にカナダで発生した「ヴァンクーヴァー暴動」で、暴徒の襲撃によって直接の被害を受けたのは、現地の在留邦人であった。ところがカナダ政府は、日本政府に対して遺憾の意を表明しており、およそ9000ドルの賠償金も、現地の日本領事に対して支払われている<sup>17)</sup>。

このような事例を、国家間賠償とみなすべきであろうか。見方によっては、それは国家と私人の間の問題にすぎない。すなわち本国政府は、被害者の「代理人」として相手国政府と交渉し、被害者になりかわって賠償を受取ただけであり、その見地からすれば、これを国家間賠償とするのは不適切と

いうことになる。

しかし国際法学の分野では、すでにこの疑問に対して、緻密な理論化がなされている。外交的保護と称される制度がそれである<sup>18)</sup>。そこでは、

外国私人（法人を含む）の身体、財産、名誉に対する侵害は、国際法上はその本国が「その市民の身体において」被害を受けたものとしてとらえられる。すなわち、それは本国の法益の侵害となる。本国が国際法上の被害者であり被害法益の主体である<sup>19)</sup>。

との擬制を用いることで、この種の紛議を国家同士の問題と位置づけている。この立場からすれば、交渉の結果支払われる賠償も、国家と私人ではなく、国家の間で実施されるものということになる。

そして、筆者が当時の事例を検討したかぎりでは、国際法違反が直接問題とされないような事件に対しても、この擬制は広い範囲で援用されていたようである。すなわち当時の人々は、この種の事件が発生すると、それを国家と私人ではなく、国家同士の問題として認識することが少なかった。

かかる事情を考慮に入れるならば、同じように私人が被害を受けた事例であっても、国家が積極的に私人の保護に乗り出し、相手国政府と交渉したことによって賠償が支払われたものについては、国家間賠償の範疇に含めるのが適当であろう<sup>20)</sup>。

また、国家間賠償が行われるとき、それは必ず特定の案件の処理を名目とする。この点については「賠」と「償」の文字が、ともに「つぐなう」と訓まれることから明らかであろう。

## (2) 当該国家間でなされる金銭給付である

国家間賠償は2国間でなされることが多いが、3か国以上が賠償の授受に関与することもある。当時の日本が経験した事例としては、1900（明治33）年に発生した北清事変（義和団事件）や、1914（大正3）年に勃発した第1

次世界大戦に伴う賠償などがこれに該当する<sup>21)</sup>。しかし、いずれにしてもそれらは、かならず賠償の名目となる事件の当事国のあいだで行われる。

また、賠償は金銭によって行われることを原則とする。<sup>22)</sup>第1次世界大戦のあとにドイツが行った賠償のように「現物賠償」の形式がとられることもあるが、これは本来金銭で支払われるべきものを、等価の現物を引渡すことで代替したものである。日本もこのとき、ドイツから自動車や染料、化学薬品などを受取っているが、その価額はこまかく金銭に換算されていた。

一方、上記の原則に照して考えるならば、講和に伴う領土の割譲は賠償とはいえない。日清戦争のあと、清国は日本に台湾を割譲したが、これは決して、台湾という領土を金銭に換算して譲渡したわけではなかった。日露戦争後の南樺太についても事情は同じである。つまり、現物賠償と領土の割譲とは「金銭の代りに引渡されるものであるか」という点で本質的に異っており、後者を賠償に含めるのは適切でない。

### (3) 国家間賠償の目的

国家間賠償は①国際違法行為に由来する国家責任を解除するために、または②純然たる政治的目的のために実施される。

#### ①国際違法行為に由来する国家責任の解除

これは先に挙げた、従来の定義にみられる第2のパターン（国家責任の解除手段としての賠償）に該当するものである。具体的に、当時の日本が経験した事例としては、さきに挙げた「スエレス号事件」のほか、「イーストリー号事件」「三重丸事件」などがある。

イーストリー号事件は、日露戦争中の1905（明治38）年2月、日本の巡洋艦松島が、津軽海峡を航行中のイギリス汽船イーストリー（Eastry）号を、戦時禁制品輸送の容疑で拿捕・引致したものである<sup>22)</sup>。しかし、この容疑は根拠のないものであり、横須賀捕獲審検所が拿捕の無効を決定したため、同号はただちに解放された。その後、イギリス政府は松島の措置によって同号

が損害を受けたとして、日本政府に賠償を求め、1907（明治40）年におよそ290ポンドを受取っている。この賠償は、海上捕獲に関する国際法の原則<sup>23)</sup>を忠実に適用したものであって、まさにここでいう「国際違法行為に由来する国家責任の解除」のために実施されたものである。

三重丸事件は、1908（明治41）年に日本の獵船三重丸が、公海上でロシアの軍艦に拿捕され、勾引された乗組員が軍法会議にかけられた事件である<sup>24)</sup>。日本側の抗議に対してロシア政府は、拿捕の違法性を認めた<sup>25)</sup>うえて、1911（明治44）年になって賠償金5万7400円を日本政府に支払った。この賠償も、国際違法行為に由来する損害を填補するためのものといえる。

いうまでもないことだが、国際法上の国家責任を解除するための賠償であろうとも、そこには関係諸国の政治的配慮が反映される。加害国が国際違法行為の存在を認めること自体、一つの政治的決断を伴う行為であるし、課せられた国家責任を解除する手段として賠償の支払を択ぶのも、また具体的な金額を決めるのも、そこには何らかの政治的決定が必要となるからである。しかしその根底には、国際違法行為の存在に関する当事国間の合意があり、その点でこの種の賠償は、つぎに述べる「純然たる政治的目的のための賠償」とは一線を劃している。

## ②純然たる政治的目的の実現

従来の定義にみられる第1のパターン、すなわち戦敗国への懲罰としての賠償が、おもに該当するのはこちらである。しかし、この「純然たる政治的目的のための賠償」に適合するのは、そのような武力紛争に伴う事例ばかりではない。たとえば、平時に発生した国家間の不祥事にたいして、国際法とは関係なく、問題を政治的に解決するために賠償を支払うような場合もまた、この「純然たる政治的目的のための賠償」に該当する。以下、いくつか例をあげてみたい。

1869（明治2）年5月、青森港において米国船ペイホー号が、新政府軍に抑留されるという事件が起った<sup>26)</sup>。米国政府が抑留による損害として4万

8060ドルの賠償を求めたのに対し、日本側は、抑留は正当な措置であったとしてこれを拒絶する。その後、事件を仲裁裁判に付することで一旦合意したものの、その後両国は問題を政治的に解決することとし、日本側が銀貨2万5000円と米金貨4万ドルを提供して事件を落着させた。この事件は、日本側の行動の国際法上の是非が争われたものであるが、結局この点を不問に付したまま政治的に決着が図られており、上記の金額もその見地から支払われている。

「朝鮮国王播遷事件」は、1896（明治29）年2月に、朝鮮国王（1897年10月以降は韓国皇帝）が王宮を脱してロシア公使館に遷った事件である<sup>27)</sup>。そのとき発生した暴動により、現地に在留する邦人にも甚大な被害が生じた。その後の交渉で日本側は、損害の賠償を韓国側に求めるが、暴動に対する韓国政府の法的な責任についてはあえて明確にせず、「韓国皇帝の自発的意思に基づく救恤金」として18万3750円を受取って問題を落着させた。このような、責任の所在を曖昧にする措置は、問題の早期解決のために講じられたものであり、救恤金も法的責任に基づくものというよりは、政治の見地から支払われたものと考えられる。

「ハワイ移民入国拒絶事件」は、1897（明治30）年に当時のハワイ共和国政府が、日本から渡航した移民の入国を拒否した事件である<sup>28)</sup>。両国の対立は米国政府の調停により解決されることとなり、その説得をうけたハワイ政府は「責任即ち非行アルコトヲ自認セス且ツ之レマテ論議シタル主義ヲ棄擲セザレトモ和解ノ為メ」<sup>29)</sup>に、米貨7万5000ドルを日本側に支払った。つまりハワイ政府は、自国の措置が国際法に違反するものであったと認めたわけではなく、7万5000ドルも純然たる政治的判断に基づいて支出されている。

先にもふれた「昌黎事件」は、1913（大正2）年に直隸省昌黎で、日本兵と中国の警官が衝突した事件である<sup>30)</sup>。日本側に損害がほとんど出なかったのに対して、中国側は警官5名が射殺された。善後交渉で日本側は、自らの非を認めることは拒絶したものの、「事の曲直はともかく、中国側に犠牲者がでたことは遺憾である」として、見舞金2万6000ドルを中国側に支払っ

ている。これもまた、政治的目的のための金銭給付である。

これに対して、単純な「対価の清算」は、賠償には含まれない。たとえば日露戦争のあと、両国は戦争中に捕虜とした兵士を互いに送還し、その給養費を支払った<sup>31)</sup>。このとき日本側が受取った差額は、日本円に換算して4700万円を越えたが、これは政治的な意味合いの含まれない純然たる経費の清算と捉えるべきものであって、日本側もこれを賠償とはみなしていない。

### 3 国家間賠償の類型

筆者の考える国家間賠償の定義は以上の通りであるが、その具体的な形態について考えてみると、それは次の5つの類型に整理される。すなわち、筆者が過去の論稿で繰返し提示してきた「賠償の5類型」である。

- ◇国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が国家であるもの（第1類型）
- ◇国際違法行為に対する法的義務の履行としての損害の補填のうち、直接の被害者が私人であるもの（第2類型）
- ◇紛争の政治的解決のための金銭の給付（第3類型）
- ◇戦費賠償（第4類型）
- ◇領土等の授受に伴う金銭の給付（第5類型）

各類型の定義と特徴については、筆者はすでに論文「明治前期における日本の国家間賠償」のなかで詳細に論じている<sup>32)</sup>。その後の研究でも、この分類を大きく修正する必要性は感じていないが、いくつか補足すべき点があるので、ここではそれらについて取上げることにしたい。

#### (1) 国際違法行為の存否と賠償の類型との関係

上記の5類型のうち、国際違法行為を基礎として実施される賠償は、最初の2つだけである。しかし、実際の賠償がどの類型に基づいて行われたかということと、そもそも加害国のとった行為が、客観的にみて国際法に違反するものであったかという問題は、本質的に無関係であるという点には注意が

必要である。

たとえば、A国に駐劄するB国の大使館を、A国の軍隊が襲撃したとする。これは明らかに国際法（外交使節団の公館の不可侵）に違反する行為である。しかし、B国の政府は、両国の関係に配慮して、事件の国際法上の位置づけをわざと明確にせず、政治的に事件の決着を図るかもしれない<sup>33)</sup>。その場合、支払われる賠償の類型としては第3類型、すなわち「紛争の政治的解決のための金銭の給付」ということになる。しかし、この類型が採用されたからといって、A国の行為が、もともと国際法違反ではなかった、ということになるわけでないのは当然である。またB国政府のとった態度から、ただちに「B国政府はA国兵の行為を、国際法違反とは考えていなかった」と判断するのも早計であろう。

具体的な事件について、賠償金をどのような名義でいくら支払うかは、当事国間の交渉によって決せられるのが通例である。そのため、上記の例のように、国際法に照してその違法性が明白な事例であっても、かならず第1・第2類型によって賠償金が支払われるとは限らない。したがって、事件の国際法上の位置づけを考える場合に、賠償がどの類型に基づいて行われたかということは、あくまでも参考にしかならないのである。「事件に対する賠償が、第1・第2類型以外の形式で実施されているから、そこには国際違法行為が存在しなかった」と即断するのは不適當であって、両者は明確に区別しなければならない。

なおこの点を考慮して、より誤解のないように第1・第2類型の定義を見直すならば、次のようになろう。

◇まず以下の2点、すなわち①賠償の契機となった事件において賠償支払国のとった行為が国際法に違反するものであること②支払われる賠償が当該の国際違反行為に由来する損失を補填するためのものであること、について、当事国の間で明示的または黙示的な合意が成立し、かかる合意に基づいて実施される金銭の給付。

◇ここに属する事例のうち、発端となった事件の直接の被害者が、国家で

あるものは第1類型、私人であるものは第2類型に分類される。

## (2)類型化の意義と限界

上記の5類型は、当時の国家間賠償の実態を判りやすく示すために、一種の雛型として提示したものである。したがって、すべての賠償事例が、これらの何れか一つに整理されるわけではない。この点は過去の論稿でも何度か述べたところであるが<sup>34)</sup>、ここであらためて指摘しておくことにする。

たとえば、1882(明治15)年に勃発した壬午事変<sup>35)</sup>について考えてみる。この事件に対する賠償は、日本が政治的・軍事的な圧力を朝鮮政府に加えることで実現した。また朝鮮に課せられた賠償金のうち50万円は、日本が投じた軍費の填補を名目としていた。その意味でこの賠償は第4類型、つまり「戦費賠償」の性格を持っているが、その一方で、第3類型すなわち「紛争の政治的解決のための賠償」の要素も有している<sup>36)</sup>。このような複雑な性格をもつ賠償事例を、無理に一つの類型に押し込めるわけにはいかない。

「賠償の5類型」は、個々の事例の性質について考える際に、雛型として活用することによって、他の事例との比較が容易になるという利点をもつ。一方、それにこだわりすぎることは、事例の正確な理解を妨げることにもなりかねない。よって、これを適用するときには十分な注意が必要である。

さらに、この5類型があくまでも「明治・大正期の日本が経験した事例」から引出されたものに過ぎないことにも気をつけるべきである。すなわちこれが、他の時代や他国の事例の整理にそのまま利用できるとはかぎらず、その点については、あらためて検討し直す必要がある。

## おわりに

明治・大正期の日本が経験した国家間賠償をどのように定義するか、が本稿の課題であった。この問題に対する筆者の見解は以上の通りである。「『政治的目的による賠償』と『単なる対価の清算』の境界をどこに設定するか」といった問題は残されているものの、筆者が提示した定義によって、当時の

日本の国家間賠償は、ほぼ説明がつくものと考えている。

ところで、当時の日本の国家間賠償に関しては、本稿で取上げた定義の問題以外にも、未解決の部分が少くない。たとえばその一つに、賠償の実施条件に関する問題が挙げられる。

当時の賠償事例をいくつか比較してみると直ちに判ることだが、たとえ内容的に類似する事例であっても、実際に賠償が支払われるか否かは、時と場合によって大きく異っていた。たとえばメキシコでは1910(明治43)年以降、革命と内乱が繰返され、在留邦人にも大きな被害をもたらしている。しかし日本政府は、彼らのためにメキシコ政府に賠償を要求することはなく、むしろ自発的にその請求を抛棄した<sup>37)</sup>。ところが、1913(大正2)年9月1日に、南京市街において現地の在留邦人が、中国政府の兵士から暴行・掠奪を受ける事件が発生すると、日本側はこれに迅速に反応した。そして中国側に、邦人の被害に対する賠償金の支払を求め、翌年1月には64万ドル余を受けとったのである<sup>38)</sup>。

このような相違は、一体どこから生じるものなのか。この疑問を敷衍してゆくと、「国家間賠償とはいかなる条件が揃ったときに実施されるのか」という問題にたどりつく。筆者は現在、この問題について検討を続けており、それらについては次の論稿で詳しく考察することにしたい。

#### 註

- 1) 伊藤信哉「明治前期における日本の国家間賠償(1)(2)」『レファレンス』(国立国会図書館)第563・564号、1997・1998年。同「明治後期における日本の国家間賠償(1)(2)」同誌第574・575号、1998年。同「大正期における日本の国家間賠償(1)(2)」同誌第582・583号、1999年。なお、これらの論稿については、以下それぞれ「明治前期編(1)(2)」「明治後期編(1)(2)」「大正編(1)(2)」と略記する。
- 2) なお、当時は「賠償」のほかに「償金」という言葉も使われていた。また今日では、英語のリパレーション(reparation)とインデムニティ(indemnity)という2つの単語について、両者を厳密に区別するために、それぞれ「賠償」「償金」と訳し分ける場合がある(たとえば国際法学会『国際関係法辞典』三

省堂, 1995年, 635頁)。

もちろん学問的な見地からすれば, このような使い分けは重要である。しかし, 明治・大正期の日本社会では (あるいは今日においても), この2つの日本語は, ほぼ同義に用いられていたようである。

筆者の調べたかぎりにおいて, 当時の日本で「賠償」と「償金」が明確に区別されていたという証拠は見当らなかった。この時期に締結された条約をみても, 同じインデムニティという語に対して1895 (明治28) 年の「日清媾和条約」第4条では「賠償金」, 1901 (明治34) 年の「北清事変ニ関スル最終議定書」第6条では「償金」, 1907 (明治40) 年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」第3条では「賠償」と, さまざまな訳語をあてている (厳密に言うと, 後の二者の原語はフランス語の *indemnité*)。

今日においても, われわれは, わが国が過去に経験した3つの戦争 (日清戦争・第1次世界大戦・第2次世界大戦) のあとに支払われた金銭のことを, ひとしく「賠償」という言葉で表現し, 「償金」という語はほとんど用いない。実際に各講和条約の英語正文 (または英訳文) を見てみると, 最初のものだけがインデムニティであり, あとの2つはリパレーションとなっているのだが, その相違について意識することはほとんどない。

これに対して, 英語のインデムニティとリパレーションの間には, 少なくとも第1次世界大戦のころには, ある程度まで区別が立てられていたようである。大戦当時のイギリス首相ロイド＝ジョージは, 著書のなかで次のように述べている。

われわれがドイツに求めるものがインデムニティ, つまり勝者が敗者から取り立てる罰金 (a penal fine) なのか, それとも単なるリパレーション, すなわち市民が蒙った損害に対する補償 (a bill for civil damages) にすぎないのか, という問題については, ドイツの財政能力がリパレーションの支払さえ十分になしえないという事実が明らかになったため [...] 純然たる学問的関心事項となってしまった (David Lloyd George, *The Truth about Reparations and War Debts*, London, William Heinemann, 1932, p. 17)。

この記述に従うならば, イギリスでは一時的にせよ, 学者以外の人々も, インデムニティとリパレーションを区別して, その相違にいくらかは関心を払っていたということになる。ところが当時の日本では, 一般に「賠償」と「償金」の違いが論議の対象となることはほとんどなく, 両者の相違が強く意識されることもなかった。そしてその事情は, 今日においてもさほど変らな

い。日本語としてみれば、両者はほぼ同一のものとみなされ、単に「古めかしい言いまわし」であるか否かという点にのみ、その違いが求められたのである。

ちなみに英語のインデムニティには、財政的な面ばかりでなく領土的な面も含まれ、領土の割譲もそこに含まれるとの指摘もある（田村幸策・川原次吉郎・森健臣「学位請求論文審査報告書」〔斎藤栄三郎『賠償の実証的研究』早稲田出版社、1956年（1961年第2刷）に所収〕2頁）。筆者は現在、この指摘の当否を判断するだけの材料を持たないが、仮にそれが正しいとするならば、インデムニティと「償金」を同義とするのは、この点からも誤りということになろう。

ともあれ筆者は、当時の日本社会において「賠償」と「償金」が、事実上の同義語として併用されていたと考える。しかし、本稿では混乱を防ぐために「賠償」だけを用い、「償金」は使用しないこととする。

- 3) 「賠償の話(1)——ワークブック・中学・高校生の欄」『日本経済新聞』1956年9月27日号（日本経済新聞社経済解説部『賠償の話』日経文庫、日本経済新聞社、1957年、1-2頁に補訂再録）。
- 4) 同上（前掲『賠償の話』5頁）。
- 5) 岡野鑑記『日本賠償論』東洋経済新報社、1958年、542頁。
- 6) 斎藤、前掲書、第1章。
- 7) スエレス号事件について詳しくは「明治後期編(1)」36頁および伊藤信哉「一九世紀後半の日本における近代国際法の適用事例——神戸税関事件とスエレス号事件」『東アジア近代史』第3号、2000年3月。
- 8) 『日本外交文書』第28巻2冊、文書1284。
- 9) 国家責任の法理については「明治前期編(2)」127-30頁を参照。
- 10) 水垣進『国際法に於ける国家責任論』有斐閣、1938年、197および204頁。
- 11) 山本草二『国際法』新版、有斐閣、1994年、656頁。
- 12) 前掲『国際関係法辞典』635頁。
- 13) 「明治後期編(1)」34-5頁。ちなみに、実際に日本が戦争に費した金額はおよそ2億円で、清国が支払った賠償額（約3億円）を下回っている（同上、35頁）。
- 14) 長崎事件については「明治前期編(1)」70頁。第二辰丸事件については「明治後期編(1)」46-7頁。昌黎事件については「大正編(1)」39-40頁。
- 15) 「大正編(2)」107頁。

- 16) 「明治後期編(2)」80-1頁。
- 17) 「明治後期編(1)」45-6頁。
- 18) 外交的保護について、詳しくは以下の文献を参照。Edwin M. Borchard, *The Diplomatic Protection of Citizens Abroad*, New York, Banks Law Publishing, 1915. 田畑茂二郎『国際法Ⅰ』新版、有斐閣、1973年、473-92頁。ヴィルヘルム・カール・ゲック（中村洗訳）「今日の世界における外交的保護」『法学研究』（慶應義塾大学）第59巻1号、1986年。
- 19) 高野雄一『国際法概論』全訂新版、下巻、弘文堂、1986年、129頁。
- 20) もちろん、両者の境界は微妙である。「国家が積極的に私人の保護に乗り出した場合」といっても、具体的にどの程度まで介入すれば、それは国家間の問題に転化するのだろうか。被害者たる私人の本国が、相手国政府に非公式に働きかけ、事件の解決を側面から支援するだけでも外交的保護になるのか。この点の判断は難しいが、1900（明治33）年の「ハワイ防疫焼却事件」の例を見るかぎり、当時の日本政府は、たんに相手国政府の注意を喚起するだけでは、外交的保護にはならないと判断していたようである（「明治後期編(2)」79-80頁）。筆者も「問題解決の実質的な主導権を誰が掌握しているか」が両者の境界線と考えている。具体的には、政府の代表が解決協定に直接調印している場合はもちろん、調印者が形式的に被害者たる私人であっても、解決条件の決定などで本国政府が中心的な役割を担っているような場合には、そこで支払われる賠償は、国家間賠償にあたと判断される。たとえば1925（大正14）年の「上海日系紡績工場事件」がその例である（「大正編(1)」54-5頁）。一方、交渉の主導権を被害者本人が握り、国家はその解決を側面から支援しているにすぎない場合は、国家間賠償にはならない。1914（大正3）年の「榊原農場問題」などがその例にあたる（「大正編(2)」96-7頁）。
- 21) 北清事変の賠償については「明治後期編(1)」38-9頁。第1次世界大戦の賠償については「大正編(1)」40-2頁。
- 22) 「明治後期編(1)」41-2頁。
- 23) 「海戦法規に関するロンドン宣言」第64条は、捕獲審検所が船舶または貨物の捕獲を無効と検定した場合、利害関係人には損害賠償を受ける権利があると定めている（宣言の正文はClive Parry, *The Consolidated Treaty Series*, New York, Oceana Publications, 1980, Vol. 208, pp. 338-354）。もっとも、この宣言は1909（明治42）年、つまり事件発生の4年後に締結され、しかも未発効に終わったものであるが、その冒頭において「署名国は、次の諸章に規定する規則

が、実質上一般に承認された国際法の原則に沿うものであることを承認する」と明言しており、上記の賠償請求権も、当時すでに慣習として認められていた。

- 24) 「明治後期編(1)」47頁。
- 25) 『日本外交文書』第41巻2冊、文書1235附属書2。
- 26) 「明治前期編(1)」68-9頁。
- 27) 「明治後期編(1)」37頁。
- 28) 同上、37-8頁。
- 29) 『日本外交文書』第31巻2冊、文書700。
- 30) 註14を参照。
- 31) 「明治後期編(2)」77-8頁。
- 32) 「明治前期編(2)」126-33頁。
- 33) かかる態度をB国政府がとるのは、たとえば両国間で事件と並行して、より重大な案件(たとえば国境線の劃定など)の交渉が進められているような場合が考えられる。
- 34) 「明治前期編(2)」132頁。「明治後期編(2)」83頁。「大正編(2)」101-2頁。
- 35) 「明治前期編(1)」72頁。
- 36) 「明治前期編(2)」132頁。
- 37) 「大正編(2)」95頁。
- 38) 「大正編(1)」38-9頁。

#### 〔附表〕明治・大正期の主な国家間賠償事例

本表は、筆者がこれまで『レファレンス』誌に発表した一連の論文で取上げた、明治・大正期の国家間賠償事例を、一覧としてまとめたものである。

#### 〔掲載・分類の基準〕

○以下の論文で取上げられた事例を、註記で言及したものも含め、すべて掲載した。

- ・「明治前期における日本の国家間賠償(1)」『レファレンス』第563号、1997年12月。
- ・「明治前期における日本の国家間賠償(2)」『レファレンス』第564号、

1998年1月.

- ・「明治後期における日本の国家間賠償(1)」『レファレンス』第574号, 1998年11月.
- ・「明治後期における日本の国家間賠償(2)」『レファレンス』第575号, 1998年12月.
- ・「大正期における日本の国家間賠償(1)」『レファレンス』第582号, 1999年7月.
- ・「大正期における日本の国家間賠償(2)」『レファレンス』第583号, 1999年8月.

○附表は次の3つに分かれる.

### 1 明治・大正期の主な国家間賠償事例 (事例数…94)

ここに属するのは、賠償の授受に関して明確な合意が成立した事例である (実際に授受が行われたかは問わない).

### 2 賠償には至らなかった事例 (事例数…45)

ここに属するのは、①被害国は賠償の支払を要求したが何らかの事情により合意が成立しなかった事例と、②当初より賠償は要求されず授受の合意も成立しなかった事例の2種類である.

### 3 参考事例・その他 (事例数…17)

ここに属するのは、①金銭の授受はなされたが国家間賠償とはみなしがたい事例と、②賠償の要求はなされたものの結末の判らない事例である.

[表の見方]

#### ○事例の排列

事例の排列は、賠償の契機となった事件の発生順による。同年に発生した事例は、月日により排列した(「発生年」の項参照).

#### ○事例名

- ・論文における名称をそのまま使用するのを原則とするが、改変したものもある.

・以下の16の事例については、今回新たに名称を付した。

15	ロートムント事件	16	新潟戦争関連被害
24	レミングトン事件	72	長沙塩川洋行事件
73	長沙戴生昌汽船局事件	89	杭州事件
95	モニター号事件	122	漢口三菱工場事件
116	遠洋漁業団事件	117	鴨緑江漂流木問題
132	リヴィングストーン事件	137	上海邦人警官事件
141	鹿児島御雇外国人問題	143	日清戦争捕虜問題
147	日露戦争捕虜問題	148	西本願寺事件

### ○種別

- ・支…日本が相手国に賠償金を支払った事例
- ・受…日本が相手国から賠償金を受取った事例
- ・未…賠償の合意が成立しなかった事例
- ・参…国家間賠償とはみなしがたい事例
- ・不…賠償要求はなされたが結末不明の事例

### ○発生年

原則として賠償の契機となった事件や問題の発生した年。ただし、問題の発生が数年にまたがる事例や、発生年が特定できない事例については、相手国から賠償の請求が提起された年を採るなど適宜に判断して処理した。

### ○相手国

賠償の相手国。略号の意味は以下の通りである。

米…アメリカ	英…イギリス	仏…フランス
独…ドイツ	蘭…オランダ	露…ロシア
ソ…ソ連	加…カナダ	伊…イタリア
白…ベルギー	朝…朝鮮国	韓…大韓帝国
清…清国	中…中華民国	奥…オーストリア
洪…ハンガリー	勃…ブルガリア	捷…チェコスロヴァキア
普…プロシア	諾…ノルウェー	布…ハワイ共和国

秘…ペルー

墨…メキシコ

マ…マーシャル諸島

なお、参考事例は国家間賠償ではないので、「相手国」とすべきでない事例も含まれるが、参考までに相手となった私人の国籍などを記載した。

○支払額／受領額

- ・原則として、実際に支払われた通貨による金額をそのまま記載した。また史料から貨幣の種類（洋銀・庫平銀など）が判明したものについても、その通りに記載した。
- ・支払の合意は成立したものの、諸般の事情から実行されなかった事例もあるが、とくに註記は付していない。
- ・参考事例は国家間賠償とはみなしがたいため、金額は記載しなかった。

○文献／ページ

当該の事例の概要が掲載されている論文とページ数。略号の意味は下記の通りである。

前①…明治前期における日本の国家間賠償(1)

前②…明治前期における日本の国家間賠償(2)

後①…明治後期における日本の国家間賠償(1)

後②…明治後期における日本の国家間賠償(2)

大①…大正期における日本の国家間賠償(1)

大②…大正期における日本の国家間賠償(2)

○備考

特に註記すべき点については、備考欄に番号を付したうえ、最後に一括して掲げた。

〔補記〕

- 本表に掲載した事例は、実際に行われた賠償の一部に過ぎず、すべてを網羅するものではない（この点については、後②83頁の註26を参照）。

## 明治・大正期の主な国家間賠償事例(1)

事例名	種別	発生年	相手国	支払額	受領額	文献	ページ	備考
1 ウィルミングトン号事件	私	1855(安政2)年	米	米金貨1万5000ドル		前①	69	
2 オランダ人船長殺害事件	私	1860(万延元)年	蘭	新小判2000両 1400ドル		前①	76	†1
3 ヒュースケン事件	私	1861(万延元)年	米	1万ドル		前①	64-5	
4 第一次東禅寺事件	私	1861(文久元)年	英	1万ドル		前①	65	
5 第二次東禅寺事件	私	1862(文久2)年	英	4万ドル		前①	65	
6 生麦事件(幕府分)	私	1862(文久2)年	英	40万ドル		前①	65	
7 生麦事件(薩摩藩分)	私	1862(文久2)年	英	10万ドル		前①	65	
8 下関砲撃事件	私	1863(文久3)年	米英 仏蘭	300万ドル		前①	65-6	†2
9 フレタ号事件	私	1867(慶応3)年	米	銀貨4000円 米金貨8000ドル		前①	69	
10 堺事件	私	1868(明治元)年	仏	15万ドル		前①	66	
11 パークス英公使遭難事件	私	1868(明治元)年	英	1万4000ドル		前①	66-7	
12 高島炭礦回収問題	私	1868(明治元)年	英蘭	洋銀40万ドル		前①	67	
13 大阪オランダ公使館事件	私	1868(明治元)年	蘭	624ドル		前①	67	
14 スネル事件	私	1868(明治元)年	蘭	4万ドル		前①	67-8	
15 ロートメント事件	私	1868(明治元)年	普	洋銀1000ドル		前①	68	
16 新潟戦争関連被害	私	1868(明治元)年	普伊	不明		前①	68	†3
17 ペイホイ号事件	私	1869(明治2)年	米	銀貨2万5000円 米金貨4万ドル		前①	68-9	
18 ヘレン・ブランク号事件	私	1869(明治2)年	英	350ドル		前①	68	
19 米国人医師解雇事件	私	1871(明治4)年	米	米金貨5000ドル		前①	69-70	
20 台湾出兵	受	1871(明治4)年	清	銀50万両		前①	71	
21 神戸港税関事件(ドイツ分)	私	1873(明治6)年	独	255ドル		前①	70	†4
22 樺太千島交換条約	受	1874(明治7)年	露	7万4671円91銭		前①	71-2	†5
23 ヘーミングトン事件	私	1878(明治11)年	独	洋銀7366ドル44セント		前①	70	
24 レミングトン事件	私	1881(明治14)年	米	不明		前①	79	
25 壬午事変	受	1882(明治15)年	朝	55万円		前①	72	†6
26 萬里丸事件	受	1884(明治17)年	朝	3512円		前①	72-3	
27 甲申事変(朝鮮分)	受	1884(明治17)年	朝	13万円		前①	73	
28 長崎事件(日本分)	私	1886(明治19)年	清	金5万2500円		前①	70	
29 長崎事件(清国分)	受	1886(明治19)年	清	銀1万5500円		前①	70	
30 オオハマ号事件	受	1887(明治20)年	米	1万5000ドル		前①	73-4	

明治・大正期の主な国家間賠償事例(2)

事例名	種別	発生年	相手国	支払額	受領額	文献ページ	備考
31 防戩令事件(黄海道助浦分)	受	1889(明治22)年	朝		金 877 円 45 銭 9 厘	前① 74-5	† 7
32 黄海道二重課税事件	受	1889(明治22)年	朝		金 523 円 86 銭 8 厘	前①	75
33 防戩令事件(咸鏡道分)	受	1889(明治22)年	朝		金 9 万円	前① 74-5	† 7
34 防戩令事件(黄海道分)	受	1890(明治23)年	朝		金 1 万 8000 円	前① 74-5	† 7
35 和団常一事件	受	1891(明治24)年	朝		金 598 円 67 銭 3 厘	前① 74-5	
36 朝鮮人参込収事件	受	1891(明治24)年	朝		銀貨 2928 円 5 角 7 分	前①	74
37 日清講和条約(第四条)	受	1894(明治27)年	清		庫平銀 2 億両	後① 34-5	† 8
38 日清講和条約(第八条)	受	1894(明治27)年	清		庫平銀 150 万両	後①	35
39 遼東半島還付	受	1895(明治28)年	清		庫平銀 3000 万両	後① 35-6	
40 スエズ号事件	私	1895(明治28)年	英			後①	36
41 朝鮮国王播遷事件	受	1896(明治29)年	朝		18 万 3750 円	後①	37
42 ハワイ移民入国拒絶事件	受	1897(明治30)年	布		米貨 7 万 5000 ドル	後① 37-8	
43 絶影島土地租借問題	受	1898(明治31)年	露		金 30 円	後①	38
44 北清事変(義和団事件)	受	1900(明治33)年	清		3479 万 3100 海關兩	後① 38-9	† 11
45 第一次鴨綠江事件	受	1903(明治36)年	韓		300 円	後①	40
46 日露戦争関係雑件	私	1904(明治37)年	露	58 万円		後①	43-4
47 牛莊事件	受	1904(明治37)年	露		337 ドル 57 セント	後①	41
48 東本願寺事件	受	1904(明治37)年	清		銀 3000 円	後① 44-5	
49 イーストリー号事件	私	1905(明治38)年	英	290 ポンド 12 シリング 4 ペンス		後① 41-2	
50 パロス号事件	私	1905(明治38)年	独	金 451 円 52 銭		後①	42
51 アンタイオピ号事件	私	1905(明治38)年	米	4 万円		後① 42-3	
52 撫順炭礦問題	私	1905(明治38)年	清	庫平銀 20 万 5000 両		後①	43
53 第二次鴨綠江事件	受	1906(明治39)年	清		金 2 万 5000 円	後①	40
54 金毘羅丸事件	受	1906(明治39)年	露		4100 円	後①	55
55 蕤平漁場公司事件	受	1907(明治40)年	清		2000 円	後① 45-6	
56 ヴァンクレーヴァー暴動	受	1907(明治40)年	加		9175 ドル	後① 46-7	
57 第三辰丸事件	受	1908(明治41)年	清		金 4 万円	後①	47
58 三重丸事件	受	1908(明治41)年	露		5 万 7400 円	後①	47
59 第四次鴨綠江事件	受	1908(明治41)年	清		金 1000 円	後① 40-1	
60 杭州暴動	受	1910(明治43)年	清		銀 1 万ドル	後① 47-8	
61 辛亥革命に伴う被害	受	1911(明治44)年	中		上海規銀 178 万 1677.15 兩	大① 37-8	
62 蒙古銃器密輸事件	受	1912(明治45)年	中		10 万円	大①	38
63 南京事件	受	1913(大正2)年	中		洋銀 64 万 1845 ドル	大① 38-9	

## 明治・大正期の主な国家間賠償事例(3)

事例名	種別	発生年	相手国	支払額	受領額	文献	ページ	備考
64 昌黎事件	私	1913(大正2)年	中	2万6000ドル		大①	39-40	
65 昌図事件	受	1914(大正3)年	中		1万2000円	大①	42-3	
66 第一次世界大戦(ドイツ分)	受	1914(大正3)年	独		9億9000万金マルク	大①	40-1	
67 (オーストリア分)	受	1914(大正3)年	奥			大①	42	†13
68 (ハンガリー分)	受	1914(大正3)年	洪			大①	42	†14
69 (ブルガリア分)	受	1914(大正3)年	勃		843万7500金フラン	大①	42	†15
70 (チェコスロヴァキア分)	受	1914(大正3)年	捷		192万1040金マルク	大①	42	
71 漢口・漢陽事件	受	1915(大正4)年	中		ドル30セント 金1万5840円	大①	43-4	
72 長沙福川洋行事件	受	1915(大正4)年	中		常洋1000円	大①	44	
73 長沙戴生昌汽船局事件	受	1915(大正4)年	中		銀400元	大①	44	
74 三河口事件	受	1915(大正4)年	中		金2万4000円	大①	44-5	
75 長沙事件(1915年)	受	1915(大正4)年	中		洋銀2500円	大①	44	
76 牛心台事件	受	1916(大正5)年	中		1万円	大①	45	
77 鄭家屯事件	受	1916(大正5)年	中		金500円	大①	45-6	
78 蕪湖事件	受	1919(大正8)年	中		洋銀2844ドル50セント	大①	46-7	
79 広州事件	受	1919(大正8)年	中		銀5000ドル	大①	47-8	
80 章城子事件	受	1919(大正8)年	中		金2000円	大①	49-50	
81 龍口事件	受	1919(大正8)年	中		銀800ドル	大①	48	
82 天津事件	受	1919(大正8)年	中		銀6263ドル	大①	48-9	
83 福州事件	私	1919(大正8)年	中	銀2100元		大①	49	
84 ニコラエフスク中国総監事件	受	1920(大正9)年	中		銀3万円	大②	109-10	
85 湖南事件	受	1920(大正9)年	中		銀1万5000元	大①	50-1	
86 第一次宜昌事件	受	1920(大正9)年	中		洋銀4万8121漢口元 面銀33万7770漢口両	大①	51-2	
87 ラングドン事件	私	1921(大正10)年	米	米貨1万5000ドル		大①	52-3	
88 第二次宜昌事件	受	1921(大正10)年	中		洋銀2万9591元	大①	52	
89 杭州事件	受	1923(大正12)年	中		墨銀500ドル	大①	53-4	
90 上海日糸紡績工場事件	私	1925(大正14)年	中	銀約11万ドル		大①	54-5	
91 漢口事件(1925年)	受	1925(大正14)年	中		洋銀1万5000ドル	大①	55-6	
92 楊村事件	受	1925(大正14)年	中		銀2万円	大①	56	
93 大沽事件(清国分)	受	1926(大正15)年	中		銀1万円	大①	56-7	
94 大沽事件(日本分)	私	1926(大正15)年	中	銀5000元		大①	56-7	

賠償には至らなかった事例(2)

事例名	種別	発生日	相手国	文献	ページ	備考
128 重慶事件(1919年)	未	1919(大正8)年	中	大②	93	
129 二重エフエス事件	未	1920(大正9)年	中	大②	89-90	
130 湖南事件(日清汽船分)	未	1920(大正9)年	中	大①	51	
131 北樺太割譲問題	未	1920(大正9)年	ソ	大②	90	
132 リヴィングストン事件	未	1921(大正10)年	米	大②	110-1	
133 ターラック事件	未	1921(大正10)年	米	大②	93-4	
134 長沙事件(1923年)	未	1923(大正12)年	中	大②	94	
135 関東大震災後の中国人殺害	未	1923(大正12)年	中	大②	94	
136 米国旗徴取事件	未	1924(大正13)年	米	大②	95-6	
137 上海邦人警官事件	未	1925(大正14)年	中	大①	63	
138 重慶事件(1925年)	未	1925(大正14)年	中	大②	96	
139 汕頭事件	未	1925(大正14)年	中	大②	96	

参考事例・その他

事例名	種別	発生日	相手国	文献	ページ	備考
140 七重村プロシア権益回収問題	参	1869(明治2)年	普	前①	77	↑ 20
141 龍児島御雇外国人問題	参	1877(明治10)年	英・葡	前①	79	
142 千島艦事件	参	1892(明治25)年	英	後②	79	
143 日清戦争捕虜問題	参	1894(明治27)年	清	後①	36	
144 メイノ号暴沈事件	参	1898(明治31)年	米	後②	78	
145 ターボ号事件	参	1898(明治31)年	英	後②	79	
146 ハワイ防疫焼却事件	参	1900(明治33)年	米	後②	79-80	
147 日露戦争捕虜問題	参	1904(明治37)年	露	後②	77-8	
148 西本願寺事件	不	1906(明治39)年	清	後①	53-4	
149 第三次鴨緑江事件	不	1907(明治40)年	清	後①	40	
150 サンフランシスコ邦人食堂襲撃事件	参	1907(明治40)年	米	後②	80-1	
151 メキシコ炭礦事故(1)	参	1910(明治43)年	墨	後②	90	
152 1910(明治43)年炭礦事故(2)	参	1910(明治43)年	墨	後②	81	
153 神原農場問題	参	1914(大正3)年	中	大②	96-7	
154 山東権益還付問題	参	1914(大正3)年	中	大②	97-8	
155 鎮江事件	参	1919(大正8)年	中	大②	98	
156 雲霧丸事件	参	1926(大正15)年	中	大②	99	

賠償には至らなかった事例(1)

事例名	種別	発生日	相手国	文献	ページ	備考
95 モニートル号事件	未	1864(元治元)年	米	前①	77	↑ 16
96 神戸事件	未	1868(明治元)年	英米仏普伊蘭	前②	123	
97 仏軍人の旧幕府軍参加	未	1868(明治元)年	仏	前②	123	↑ 17
98 旧幕勢力への石炭売却	未	1869(明治2)年	英	前②	123-4	
99 普仏戦争局外中立問題	未	1870(明治3)年	普	前②	124	
100 マリアー・ルス号事件	未	1872(明治5)年	秘	前②	124-5	
101 神戸港税関事件(イギリス分)	未	1873(明治6)年	英	前①	79	
102 萬国新聞発行禁止事件	未	1876(明治9)年	英	前②	125	
103 ノルウェー汽船検査所留事件	未	1878(明治11)年	諾	前②	125	
104 吹田事件	未	1880(明治13)年	独	前②	135	
105 カラス売買違約事件	未	1882(明治15)年	白	前②	125	
106 マーシャル島邦人殺害事件	未	1884(明治17)年	マ	前②	125-6	↑ 18
107 甲申事変(清国分)	未	1884(明治17)年	清	前①	73	
108 大津事件	未	1891(明治24)年	露	前②	126	
109 高陞号事件	未	1894(明治27)年	清	後②	75	
110 天橋丸事件	未	1894(明治27)年	清	後②	75-6	
111 シドニー号事件	未	1894(明治27)年	仏	後②	76	
112 朝鮮への奇贈金一件	未	1895(明治28)年	朝	後②	76-7	
113 第二次防衛令事件	未	1901(明治34)年	韓	後②	77	
114 日露戦争	未	1904(明治37)年	露	後②	77	
115 補償三事件	未	1906(明治39)年	清	後②	78	
116 速洋漁業団事件	未	1907(明治40)年	清	後①	54	
117 鴨緑江漂没本問題	未	1909(明治42)年	清	後①	41	
118 メキシコ革命	未	1910(明治43)年	墨	大②	95	
119 兎州事件	未	1913(大正2)年	中	大①	58	
120 漢口事件(1913年)	未	1913(大正2)年	中	大②	88-9	
121 新邱炭礦事件	未	1914(大正3)年	中	大②	89	
122 漢口三菱工場事件	未	1915(大正4)年	中	大①	44	
123 旧ロシア債権・請求権問題	未	1917(大正6)年	ソ	大②	90-1	↑ 19
124 シベリア出兵	未	1918(大正7)年	中	大②	91	
125 常徳事件	未	1919(大正8)年	中	大②	91-2	
126 上海内外船事件	未	1919(大正8)年	中	大②	92	
127 上海御真影不敬事件	未	1919(大正8)年	中	大②	92	

- †1 支払額は大塚武松『幕末外交史の研究』新訂増補版, 宝文館, 1967年, 32頁による。
- †2 300万ドルのうち米国に支払った78万5千ドル87セントについては, 1883(明治16)年になって全額返還された。
- †3 本件は, 国家間賠償事例ではなく参考事例に分類される可能性もある。
- †4 本件については伊藤信哉「一九世紀後半の日本における近代国際法の適用事例——神戸税関事件とスエレス号事件」『東アジア近代史』第3号, 2000年3月も参照。
- †5 発生年は, 榎本武揚が駐露公使に任ぜられ対露交渉を命じられた年をとった。
- †6 55万円のうち40万円分は, 1884(明治17)年になって朝鮮に還付された。
- †7 発生年については唐沢たけ子「防穀令事件」『朝鮮史研究会論文集』第6号, 1969年による。
- †8 軍費賠償金として支払われた分。
- †9 威海衛保障占領費として支払われた分。
- †10 賠償の合意は成立したが, その後イギリス側が辞退したため実施されず。
- †11 賠償の支払は1937(昭和12)年を最後に杜絶した。日本はその後, 1951(昭和26)年のサンフランシスコ対日平和条約第10条と, 翌年の日華平和条約第5条により残額の請求権を抛棄している。
- †12 本件に関しては, 大①64頁も参照のこと。
- †13 オーストリアの賠償は, 1930(昭和5)年に開かれた第二次ハーグ会議の結果, 支払が免除された。
- †14 第二次ハーグ会議で, 日本はハンガリーに対する賠償請求権を抛棄した。
- †15 日本がブルガリアと交戦状態に入った年は不明であるが, 便宜的に独逸両国と同年とした。
- †16 発生年は*Papers Relating to Foreign Affairs* (後の*Foreign Relations of the United States*), 1864-5, Part III, p. 517による。
- †17 発生年は大塚, 前掲書, 359頁による。
- †18 マーシャル諸島について, 日本側はこれを独立国とみなしていたが, 名目上はスペインが領有していたらしい。
- †19 発生年は便宜上, ロシア革命が勃発した年とした。
- †20 発生年は, 函館政府とプロシア商人が租借契約を締結した日を探った。